主 文本件控訴を棄却する 当審に於ける訴訟費用は全部被告人の負担とする。

論旨第一点について。

なる程原審第一回乃至第四回の公判手続に立会つた検察官はいずれも副検事Aであることは所論の通〈要旨〉りである。然し検察庁事務章程第十三条によれば、地方検察庁の検察官に差支えがあるときは、検事正はその〈/要旨〉庁の検察官の事務を随時その庁の所在地の区検察庁の検察官に取扱わせることができるのであるから、の検察庁の検察官たる副検事と難も、上司の命令があるときは適法に地方検察庁の検察官の事務を取扱うことができるものと解すべきところ、本件に於て所論の副にかて所論の副検事として原審を取扱うことができるものと解する。 解析の検察庁の検察官の事務取扱として原審とは記録上のも明治にでいたものであるかどうかの点にしての資格乃至権限につきまたのといが、然し原審公判に於て同副検事の検察官としての資格乃至権限につきといが、然し原審公判に於て同副検事の検察官としての資格乃至権限につきるにはないが、然し原審公判に於て同副検事の検察官としての資格の主義すると、できるには記述の見解を前提として原審の訴訟手続には法令違反があるから、これと反対の見解を前提として原審の訴訟手続には法令違反があるから、これと反対の見解を前提として原審の訴訟手続には法令違反があるから、これと反対の見解を前提として原審の訴訟手続には法令違反があるから、これと反対の見解をができない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 中西要一 判事 山田要治 判事 石井謹吾)